

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
43	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

防府市は、住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する

特記事項

評価実施機関名

山口県防府市長

公表日

令和8年10月16日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務
②事務の概要	住民基本台帳上、住民ではない者(住登外者)について、住登外者を地方公共団体内で一意に特定するため、住登外者宛名番号を付番及び管理する機能(住登外者宛名番号管理機能)を用いて、各業務システムにおける事務遂行上必要な宛名情報を管理する事務を行う。 ・一意に特定する住登外者宛名番号を付番する。 ・住登外者宛名番号に紐づく宛名情報の登録及び変更を行う。
③システムの名称	宛名管理システム(基本セット内)
2. 特定個人情報ファイル名	
住登外者宛名情報管理ファイル	

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 番号法 第9条第2項 2. 防府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 第4条第1項(利用範囲)別表第一の7の項、10の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <div style="float: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	【総務部:課税課、収納課】、【福祉部:高齢福祉課、障害福祉課】、【保健子ども部:子育て推進課、子ども相談支援課、保険年金課】、【土木都市建設部:建築課】、【教育委員会教育部:学校教育課】
②所属長の役職名	課税課長、収納課長、高齢福祉課長、障害福祉課長、子育て推進課長、子ども相談支援課長、保険年金課長、建築課長、学校教育課長
6. 他の評価実施機関	
防府市教育委員会	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市 生活環境部 くらし安全課 電話番号 0835-25-2194

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市【総務部:課税課、収納課】、【福祉部:高齢福祉課、障害福祉課】、【保健子ども部:子育て推進課、子ども相談支援課、保険年金課】、【土木都市建設部:建築課】、【教育委員会教育部:学校教育課】 電話番号 0835-23-2111(代表)
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年7月28日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年7月28日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> [<div style="text-align: center;">基礎項目評価書</div>] </div> </div>		<p><選択肢></p> <p>1) 基礎項目評価書</p> <p>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書</p> <p>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書</p> <p>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。</p>
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> [<div style="text-align: center;">十分である</div>] </div> </div>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> [<div style="text-align: center;">十分である</div>] </div> </div>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> [<div style="text-align: center;">十分である</div>] </div> </div>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> [<div style="text-align: center;">十分である</div>] </div> </div>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> [<div style="text-align: center;">十分である</div>] </div> </div>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> [<div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 20px; margin: 0 auto;"></div> </div>] </div> </div>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> [<div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 20px; margin: 0 auto;"></div> </div>] </div> </div>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	①特定個人情報の使用におけるリスク対策 ・目的外の紐付け防止:個人番号利用業務以外では、個人番号が含まれない画面表示としている。 ・個人番号利用事務以外のシステムからは個人番号にアクセスできないようシステムの制御している。 ②権限のない者による不正使用防止 ・二要素認証やユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施し、認証後は利用機能の認可機能により不正な利用を防止している。 ・宛名管理システム(基本セット内)の利用できる端末を管理し、不正な端末からの利用を防止している。 ・人事異動等によりアクセス権限がなくなる場合は、速やかにユーザIDの失効処理を行っている。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	<p>■防府市における措置</p> <p>①物理的安全措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部侵入防止: 監視カメラ ・入退室管理: ICカード認証 <p>②技術的安全管理措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・システムアクセス時における二要素認証 ・ウイルス対策ソフトウェアの導入 ・外部ネットワークと遮断された庁内ネットワーク <p>■ガバメントクラウドにおける措置</p> <p>①物理的安全管理措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ・事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。 <p>②技術的安全管理措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ・地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第2.1版】」(デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ・ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ・地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ・地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 <p>これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p>	

変更箇所

[illegible]

[illegible]